

質疑回答書

2024年7月8日

参加者各位

町田市長 石阪 丈一

質疑に対し、以下のとおり回答いたします。

【件名】	町田市庁舎食堂運営候補者選考のための公募型プロポーザル	
【担当者名】	浅川	財務部市有財産活用課庁舎管理係 【電話】 直通 042-724-2165
	質問内容	回答内容
	仕様書に定められた要件を満たしていれば、障がい福祉事業所として食堂を運営しても差し支えないと考えてよろしいでしょうか？	「障がい福祉事業所として」の趣旨が不明ですが、食堂運営することは差し支えありません。
	食堂ホールはフリースペースとして利用されることから、食堂内厨房から提供したメニューを食べる人と食堂外から持ち込んだ弁当等を食べる人が混在することとなります。その際、万が一食中毒などの事故が起きた場合に、責任の所在が不明瞭になることが想定されることから、利用状況に応じて座席を区分することで対応したいと考えていますが、問題ありませんでしょうか？	座席の利用区分はできません。
	食堂ホールは午前8時30分から午後6時まで活用するとのことですが、食堂の営業時間がそれよりも短くなる場合においても、空調費を含む光熱水費については全て事業者負担となりますでしょうか？	食堂ホール部分の光熱水費についてはご負担いたしません。
	食堂ホールは午前8時30分から午後6時まで活用するとのことですが、食堂の営業時間がそれよりも短くなる場合において、食堂営業時間外に起きた事件や事故等への責任の所在についてご教示ください。また、盗難等が発生することも懸念されますが、食堂営業時間外のセキュリティについてはどのように考えればよろしいでしょうか？	責任の所在については、事故等の内容により判断することになります。厨房部分のセキュリティについては、施錠することができますので、事業者管理となります。
	仕様書には、使用期間は1年間とし、更新も可能であるとされていますが、その際、賃料等の契約条件が変更となる可能性はありますか？また、契約期間が5年を過ぎた後の再契約については、自動更新となるのか、再度公募となるのかご教示ください。	条件等の変更は考えておりません。また、5年間の使用許可が終了した後については、再度公募にて事業者を募集する予定です。

<p>仕様書中の使用条件には、庁内各課から上記の時間外での営業依頼がある場合には極力対応してほしい旨の記載がありますが、どのような利用方法と時間、頻度を想定していますでしょうか？</p>	<p>市庁舎閉庁後に、2時間程度の懇親会等での利用を想定しています。頻度としては、月に1回程度を想定しています。</p>
<p>仕様書中の使用許可の取り消しについて、①市が使用物件を必要とするとき、とありますが、どのような場合を想定していますでしょうか？</p>	<p>災害時等緊急で必要となった場合を想定しています。</p>
<p>説明書中のプロポーザルの日程によると、8月に協定を締結し、10月には飲食を提供開始するタイトな日程となっています。障がい福祉事業所として運営をする場合、東京都からの指定を受けるまでに3か月程度の時間を要することになりますが、飲食の提供開始時期を後ろ倒しすることについて貴市と協議を行うこと可能でしょうか？同じく、協定締結後に厨房機器の故障が発覚するなどして交換等が必要となった場合や、厨房機器の新設や造作を行う場合に、資材や機器の手配に時間を要することが懸念されます。そのような場合、飲食の提供開始時期や提供内容について貴市と協議をすることは可能でしょうか？</p>	<p>飲食の提供開始時期の協議については可能ですが、早期に運営開始できる事業者を想定しています。</p>
<p>仕様書中の使用上の制限には、食堂の営業以外の用途に供してはならない、とありますが、飲食店の営業とは異なる許可を必要とする弁当の販売についてはできないということで間違いないでしょうか？</p>	<p>弁当の販売を行うことは可能です。</p>
<p>特産品の紹介コーナーを設置するよう記載がありますが、特産品とは具体的には何を指しているのでしょうか？また、紹介にとどまらず販売等を行うことも検討すべきでしょうか？特産品の取り扱いについて想定していることがあればご教示ください。</p>	<p>特産品とはまちだ名産品等を想定しています。販売等については市と協議が必要となります。</p>
<p>仕様書には、市が事前に用意する設備機器が新品ではない旨が記載されていますが、通常の使用をしていても一定期間での修理や交換が必要となります。その場合の修理、交換、撤去、廃棄等に要する費用については、表Ⅰ食堂経費負担区分表にある通り、貴市が負担すると考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>基本的に維持補修に係る費用は市負担です。ただし、修理や交換等の内容によりますが、市と事業者で負担割合を含め協議する場合があります。</p>
<p>表Ⅰ食堂経費負担区分表には、床、天井、壁、窓などの食堂ホールの定期清掃について、貴</p>	<p>年2回実施する窓ガラス清掃や床のワックスがけのほかに、日常の清掃として、毎日実施</p>

<p>市の負担にて実施される旨が記載されていますが、その頻度と内容を教えてください。</p>	<p>していますが、テーブル等気が付いたところは事業者においても適宜お願いします。</p>
<p>表 I 食堂経費負担区分表によると、施設・設備・物件にかかる公租公課として、保険料等を貴市が負担すると記載されていますが、ここで記載されている保険料等とはどのような内容でしょうか？あわせて、事業者負担で必ず入らなければならない保険があればご教示ください。</p>	<p>市が負担する保険料は、市庁舎の建物にかかる火災保険や、施設の瑕疵に基づく損害賠償を行うための保険です。また、仕様書に記載した食品衛生法上の問題等に備えた保険については、事業者負担で加入していただきます。</p>
<p>表 I 食堂経費負担区分表によると、業務用電話設置費用について事業者負担で行うとされていますが、どのような利用方法を想定していますでしょうか？また、事業者が必要ないと判断した場合、設置をしないことも可能でしょうか。</p>	<p>発注や受注を行うための電話として想定していますが、設置については任意です。</p>
<p>企画提案書に基づいた必要な工事は可能である旨の記載がありますが、障がい福祉事業所としての指定を受けるために、貴市と協議の上、新たに扉や間仕切りを設置することは可能でしょうか？</p>	<p>現状の間仕切りで運営をお願いします。</p>
<p>説明書には評価項目と配点が記載されていますが、課題やテーマとして示されている各項目の配点内訳や評価基準については示されておりません。すべてを加味した総合評価と考えてよろしいでしょうか？また、提案内容については公表される旨の記載がありますが、各参加者の提案内容と採点結果が後日公表されると考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>評価についてはお見込みの通りです。各参加者の提案内容は公表いたしません。参加者の採点結果については、後日公表します。</p>